

＝古今伝授の間＝

熊本市水前寺公園



なお、幽齋の文学は、青年の頃、戦場にあつて家臣の一人から聞いた古歌、君は未だ遠くは行かじ我が袖の袂の涙冷えも果てねば
よつて触発されたと伝えられ、百人一首抄、詠歌大概抄、伊勢物語闕疑抄等唱歌、歌学に関するものから、九州道の記、軍中覚書など記行文、作戦用兵の書に至るまで多数の著書がある。

(昭和三十九年三月十日県指定告示)

この建物は、後、山城国長岡八幡宮境内に移され、明治になって細川家に下賜され、大阪の倉屋敷に解体収納されていたが、大正元年現在地に復元されたものである。
建物は、公家のおおらかさをもつ開放的な間取りと、重厚なカヤ葺屋根が特徴である。

幽齋が、後陽成天皇の第八条宮智仁親王に相伝を行ったのは、秀吉の死後、風雲急を告げる慶長五年(一六〇〇)、彼が六十六歳の春であり、その時の建物が、この古今伝授の間である。

古今伝授は、華麗優艶な調子をもって知られる新古今和歌集の撰者、定家の流れを汲む歌学の秘伝であり、近世細川氏初代藤孝(幽齋)は、元龜三年(一五七二)に相伝を受けている。

労使一体論の中味

宮本 康



今更とり立てて言うことでもないが、私のいる労働基準局の役目は、人が就職してから退職するまでの一切の面倒を見ることである。即ち、労働契約が始まって、労働時間、休けい、休日及び年次有給休暇、そして賃金問題(最低賃金を含めて)、家内労働者関係、安全衛生、労災補償(通勤災害を含めて)、財産形成とかなり幅広いものである。従って、一口でいえば「労働管理関係の役所」ということになる。

はり人情、風習にはそれぞれに特色というかニュアンスの違いが残っているようである。熊本を離れている間、時々帰郷していたが、熊本駅に降り立って特に感じたのは、空がきれいだったということとタクシーの運転手さんが親切だと思つたことを記憶している。
それ肥後モツコさんとか不愛想だとか言うけれども、やはり熊本人は誠実にあふれていると思う。それが他国の人には田舎者に見えるところかも知れないが、私としては熊本の貴重な財産だと思ふし、大事にとつておいてもらいたいものである。
やや視点をかえて労働管理関係の職員という立場から見ればどうだろうか。
きわだって大きい企業群が乏しく、中小企業が多いという条件のもとにあるせいか、労働関係では比較的静かなところではないかと思う。春闘時期になると、最低賃金のからみでかなり激しい集団交渉の場面も出て来るが、そう無茶なこともない。労働団体の幹部の方々の考えもかなり視野が広いことには敬服している次第である。私共は常に労使の間立つ宿命であり、しかも労働者保護の唯一の機関であることから、公正な立場でしか労使双方から信頼されることを基本と

しているが、双方の考え、立場の相違がはつきりしているだけに頭を痛めることも多い。
経営側の方々とお話ししていると、時々労使一体論が出てくる。よくよく話を聞いていると、こんな不況下では労働者側も経営者の苦勞を十分理解して、協力してもらわねばならないということである。これを勘ぐって聞けば、経営者の辛いは時、労働者も賃上げは我慢して、時間外なども出てもらつてがんばつてくれということになるのだろうか。確かに個々のケースとしてはそういうこともあるかもしれない。だが、ダイレクトに不況一労働者の協力と一方的なものでいいものだろうかと思う。労働契約とは労使で決めた約束ごとであるし、それをお互いに守るには相互に信頼の出来る相手パートナーでなければならぬ。そのためにも、経営者としてもあらゆる手を打つたけれども、やはり最後に残つた問題がそれだという実績と、労働側が肌でそれを理解納得するだけの誠意を示さなければ、健全な労使関係の確立は望めないだろう。まず、そのような受け皿を作つてはじめて労働者への協力要請というものが生きてくるし、要請の迫力も出てくるものではないのだろうか。

熊本の労働者側が比較的温和であるというところでそれに甘え過ぎることが度重さなれば将来大変な事態の起こる可能性がある。熊本人はよくよくまでは黙っているが、誠実を裏切られると損得抜きで怒り、テコでも動かないという傾向がある。誠実というよさが裏腹にならないよう十分考へてもらいたいものである。
世の親を見ていると、その時の親の気分よく子供を叱っているように見受けられる場面がある。親も人間である以上は仕方ないが、なるべく叱らなくても済むような環境作りをした上で、しかも冷静な気持ちでしつけをすべきである。もつともこれは私の若い父親であった頃の反省を含めてのことではあるが――。労働者の管理についても全く同じことができる。長く続く不況のもとで頭をかかえておられる中で他人事のように言うなどお叱りを受けるかも知れないが、経営者に経営危機感があるとすれば、労働者にも倒産、賃金不払の生活危機感が同様存在するものであり、そういう意味からしても労使は本当に対等の立場でお互いに考え、いたわりあつてこそ労使一体論の真の実を結ぶものではないだろうか。

(熊本労働基準局長)